

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年2月18日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県男女共同参画女性のための相談業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

3 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 提案しようとする業務に関し、業務実績があること。
- (2) 提案しようとする業務を適切に実施する相談員等を十分に確保していること。
- (3) 提案しようとする業務を適切に実施するための組織体制が整っていること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (8) 国や地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

電話：054-221-3122 E-mail:danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び仕様書の配布

ア 交付期間 令和7年2月18日（火）から令和7年2月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)及び静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukurashi/index.html>

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案参加申込書、企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 令和7年3月6日（木）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)と同じ

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項及び仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課（電話番号054-221-3122）とする。